

こども未来局事故対策委員会設置要綱

平成28年4月1日

28川こ庶第451号局長専決

(目的)

第1条 この要綱は、こども未来局（以下「局」という。）が所掌する業務上発生した事故について、処理の適正化を図るとともに、今後の事故防止に資するため、こども未来局事故対策委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 事故防止対策の推進に関すること。
- (2) 事故に伴う紛争に関すること。
- (3) 事故に伴う損害賠償に関すること。
- (4) 事故に伴う求償に関すること。
- (5) その他必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、こども未来局長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、総務部長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、保育・子育て推進部長、保育・幼児教育部長、青少年支援室長及び児童家庭支援・虐待対策室長をもって充てる。

(部会の設置等)

第4条 委員長は、第2条各号に掲げる事項について、調査審議を円滑に進めるために、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会については、事故が発生した業務等に関連する部及び室の長を部会長とし、当該業務等に関係する各所管の課長を部会の委員として組織する。
- 3 部会の運営等については、その都度定める。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、調査審議に係る事項について必要と認めるときは、関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(八ヶ岳少年自然の家における利用者負傷事故に係る庁内対策委員会設置要綱の廃止)

2 八ヶ岳少年自然の家における利用者負傷事故に係る庁内対策委員会設置要綱（平成27年4月27日付27川市こ企第317号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。